

放射線測定設備の性能検査申請書

熊原第23-047号

令和5年11月 1日

原子力規制委員会 殿

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号

原子燃料工業株式会社

代表取締役社長 伊藤 義章

原子力災害対策特別措置法第11条第5項の規定により、次のとおり放射線測定設備の性能検査を受けたいので申請します。

原子力事業所の名称及び所在地		原子燃料工業株式会社 熊取事業所 大阪府泉南郡熊取町朝代西一丁目950番地
原子力事業所内の放射線測定設備	検査対象	2式※ 〔モニタリングポストNo.1、モニタリングポ ストNo.2及び放射線監視盤の更新〕
	その他概要	別紙のとおり

※ 伝送方式の多様化などのためにモニタリングポスト一式を更新（新設分を追加し、既設分を今後撤去する。）したことに伴う検査申請です。

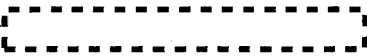
□□□□□内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

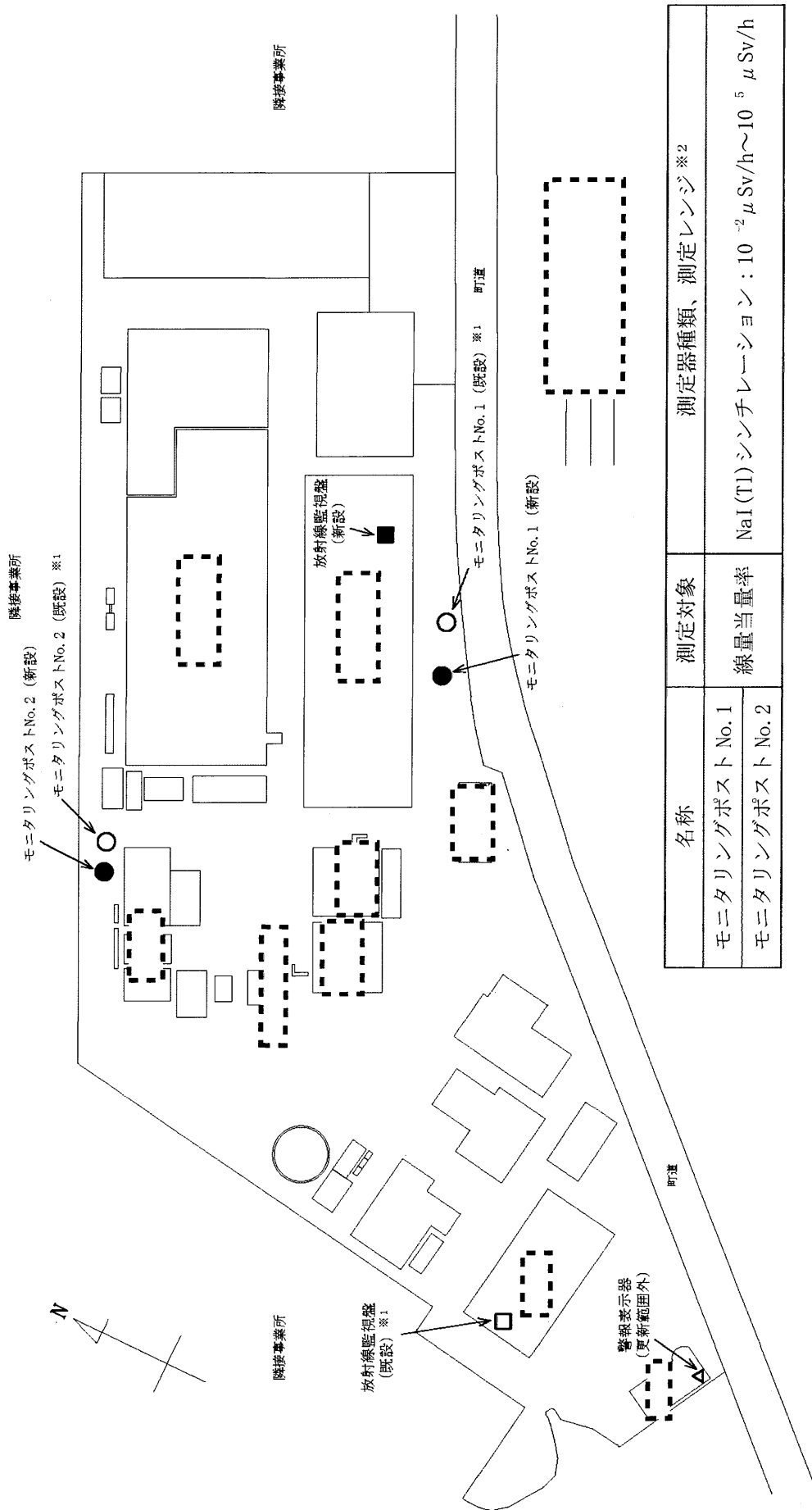
放射線測定設備の概要

1. モニタリングポスト

- (1) 測定対象 線量当量率
- (2) 設置場所 事業所の敷地境界付近 (別図 1 参照)
- (3) 検出器 Na I (T 1) シンチレーション^(注1)
- (4) 測定範囲 Na I (T 1) シンチレーション^(注1) $10^{-2} \mu\text{Sv/h} \sim 10^5 \mu\text{Sv/h}$
放射線監視盤 (指示計、記録計)^(注2) $10^{-2} \mu\text{Sv/h} \sim 10^5 \mu\text{Sv/h}$
- (5) 警報設定 $0.7 \mu\text{Sv/h}$ 、 $1 \mu\text{Sv/h}$ 、 $5 \mu\text{Sv/h}$
- (6) 測定方法 放射線監視盤：指示、記録及び警報^(注2)
警報表示器：警報
- (7) 取付個数 モニタリングポスト 2式
放射線監視盤 1式
警報表示器 1式
- (8) 必要な検査 2式 (モニタリングポストNo. 1、モニタリングポストNo. 2)
線源較正確認検査、警報レベルの誤差確認検査、記録確認検査
(別図 2 参照)

(注1) 機器更新 (既設のモニタリングポスト付近に新規モニタリングポストを設置し、新規機器に対する検査済証交付後に既設機器を撤去する。)

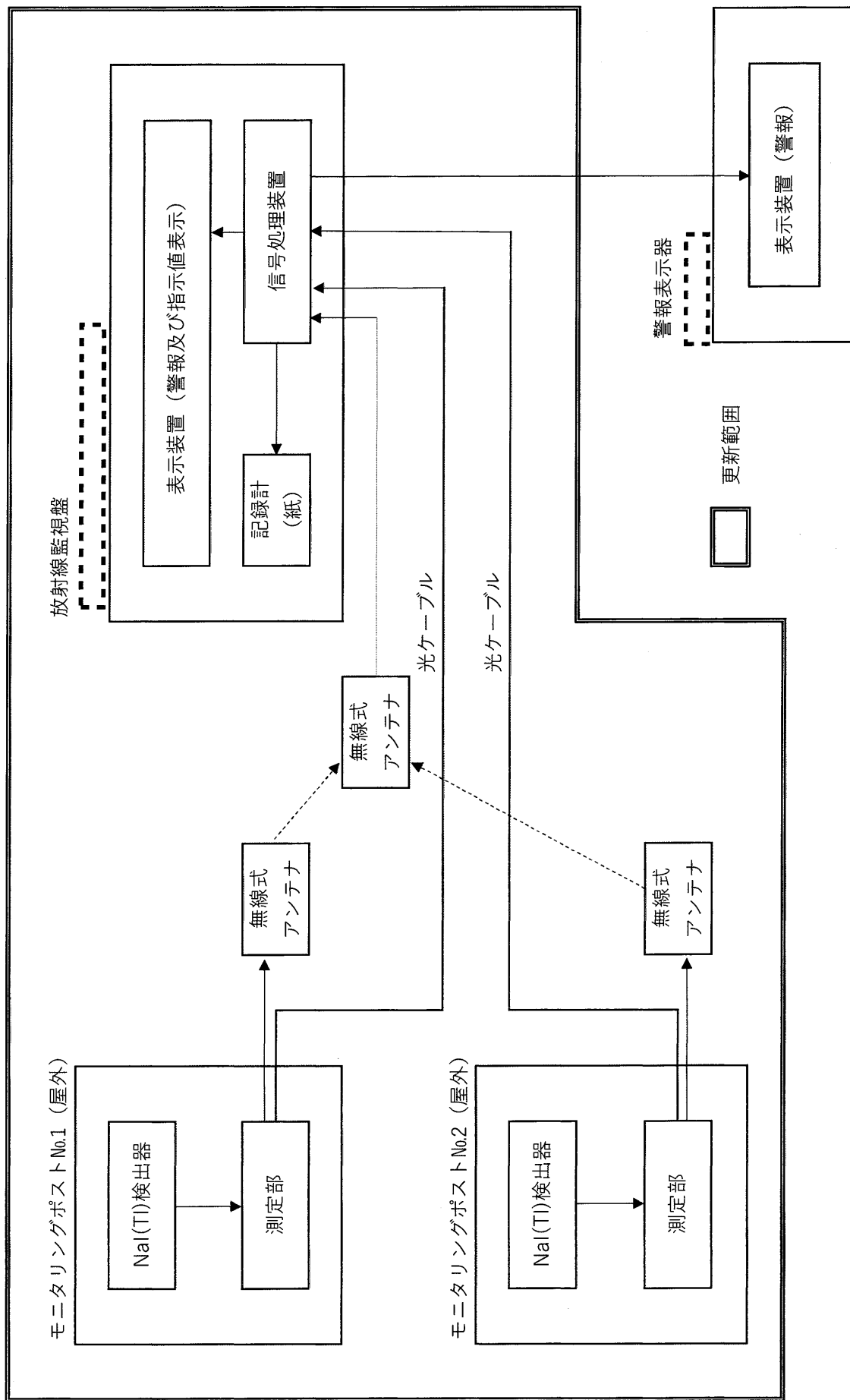
(注2) 機器更新 (新規放射線監視盤を  に設置し、新規機器に対する検査済証交付後に既設機器を撤去する。)



※1 新設のモニタリングポストの検査済証交付以降に撤去。

※2 既設のモニタリングポスト (NaI(Tl)シンチレーション $10^{-2} \mu\text{Sv/h} \sim 10^2 \mu\text{Sv/h}$, 電離箱 $10^{-2} \mu\text{Sv/h} \sim 10^5 \mu\text{Sv/h}$) に替えて、低レンジから高レンジに対応した検出器 (NaI(Tl)シンチレーション $10^{-2} \mu\text{Sv/h} \sim 10^5 \mu\text{Sv/h}$) を有するモニタリングポストに更新する。

熊取事業所内のモニタリングポスト配置図



モニタリングポストブロック線図